

令和 8 年度 兵庫県会計年度任用職員（県立病院事務員） 採用選考案内（区分：行政職一般 A）

医事企画課での事務作業を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 採用予定人員に達するまで
- ・試験日 応募書類到着後 7 日以内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
- ・任用期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日 ※ 更新の可能性あり
- ・勤務場所 兵庫県立淡路医療センター

1 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定 人員	主な職務内容	勤 務 形 態
県立病院事務員	1 名	医事企画課での統計、厚生労働省等への 報告・調査などに関する事務作業補助	週 3 5 時間 (週 5 日勤務)

(注) 採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格（医療機関での勤務経験の無い方もご応募いただけます）

- (1) W o r d、E x c e l の操作ができる方
- (2) 任用の日に兵庫県立淡路医療センターに勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第 1 6 条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類および面接試験による選考
- (2) 日 時
応募書類到着後 7 日以内に書類選考を実施の上、書類選考通過者へ面接の日時を連絡
- (3) 場 所
兵庫県立淡路医療センター
〒656-0021 洲本市塩屋 1 丁目 1 番 1 3 7 号
T E L : 0 7 9 9 - 2 2 - 1 2 0 0

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で履歴書（写真を貼付したもの）、職務経歴書を提出してください。

兵庫県立淡路医療センター総務課宛

〒656-0021 洲本市塩屋 1 丁目 1 番 1 3 7 号

封筒表に「県立病院事務員応募」と記入してください

5 合格発表

書類選考および面接試験後、7 日以内に文書または電話連絡にて通知します

6 採用予定時期

採用日は、合格発表に併せて通知する予定です。

7 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

（勤務実績に基づく能力実証等により 4 回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

※ 任用の上限回数（4 回）に達した方であっても、再度同一職種へ応募することが可能です

8 勤務条件等

(1) 給料月額（地域手当を含む）

月額 194,810 円～204,102 円（昇給あり：ただし上限あり）

※ 給料月額の算定は、職歴により個別に決定します。

なお、給料月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 給料月額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 超過勤務手当等

勤務の内容・実績に応じ、手当が支給されることがあります。

(3) 期末・勤勉手当

年間計 4.65 月（6 月期：2.325 月、12 月期：2.325 月） ※ 在職期間に応じた割り落としあり

※ 任期が 6 月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

(4) 通勤手当

正規職員に準じて支給します（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

週 3 5 時間（週 5 日勤務）

8：45～16：45 ※ 休憩 60 分

(6) 休暇

年次有給休暇（10日）※ 任期が6月未満の場合は割り落としあり

※上記休暇に加え「夏季休暇（有給：年5日）」、「子育て支援休暇（有給：年4～10日）」、各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※ 週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。